



地域の困りごとは
地域のみんなで解決！
山の湊しんしろ
福祉のまちづくり



新城市第4次 地域福祉計画・地域福祉活動計画



概要版

令和7年3月
新城市・新城市社会福祉協議会

I 計画の概要

■ 背 景

- 「地域福祉」とは、行政だけではなく、住民の自発的な取り組みと地域の各種団体、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等との協働により、さまざまな日常生活上の不安や困りごとを解決するため、助け合い、支え合いによる住みよい地域社会をつくっていくことです。
- 地域住民が支え合う福祉に変えていくためには、地域住民の参加と行動が不可欠であり、地域をあげて取り組むための指針となるのが「地域福祉計画」です。
- 地域住民の福祉に関する活動への積極的な参加や地域に根ざした福祉の推進を図るために社会福祉協議会があり、この社会福祉協議会が中心となって策定する地域住民の福祉に関する活動計画が「地域福祉活動計画」です。
- 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」のめざすところが同じであるため、新城市と新城市社会福祉協議会が一体となってこの計画を策定しています。

■ 位置づけ

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」で、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に定める市町村社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。
- 地域福祉の推進に関する事業を示す「新城市重層的支援体制整備事業実施計画」と整合を図るとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」を含む計画として策定、推進します。
- 地域福祉を推進するためには、福祉従事者が必要不可欠な存在であることから、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の趣旨も踏まえ、この計画を策定、推進します。
- 新市の総合計画を上位計画とし、高齢者福祉計画（東三河広域連合介護保険事業計画との連携を含む）、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、子どもの未来支援事業計画など、新市の関連計画との連携を図りながら、この計画を策定、推進します。

2 基本理念

- これまでの基本理念を継承し、地域住民の困りごとなど生活上の課題に対し、地域の力を生かし、解決につなげ、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざしていきます。

地域の困りごとは地域のみんなで解決！

山の湊しんしろ 福祉のまちづくり

3 基本目標と施策・活動の展開

基本目標Ⅰ 「地域力」を高める人づくり

地域住民自ら、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるように、福祉意識の醸成や住民同士の交流の促進に取り組むとともに、地域福祉を担う人材を育成、確保し、地域住民や団体との連携を円滑にするなど、地域福祉を支える人づくりを進めます。

基本施策

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 啓発活動、福祉教育の充実 | (2) 地域での交流の促進 |
| (3) 地域福祉活動への参加促進と支援 | (4) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成 |
| (5) 見守りネットワークの充実 | |

成果指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
地域活動に参加している人の割合 ※1	58.3%	60%以上
ボランティア活動に参加したことのある人の割合 ※2	43.3%	50%以上

※1 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」により把握（「積極的に参加している」と「ほどほどに参加している」の合計）

※2 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」により把握（「今も参加している」と「以前に参加したことがある」の合計）

主な施策と活動

新城市	新城市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">◆ 広報紙やホームページ等を通じた啓発活動◆ 学校等における福祉教育の推進◆ イベントを通じた交流活動の推進◆ 介護ボランティアポイント事業◆ シニア人材の活用◆ 民生委員・児童委員活動の推進◆ 見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none">◆ 社協だよりやホームページ等を通じた啓発活動◆ 学校における交流活動の推進◆ 寄付文化の醸成◆ ボランティア活動への参加促進◆ ボランティア活動への支援◆ ボランティアの育成、確保◆ ボランティアリーダーの育成

住民の皆さんに取り組んでほしいこと

- ◆ 広報「ほのか」や社協だより等から福祉に関する情報について知りましょう。
- ◆ 福祉に関するイベントや講演会等に参加し、理解を深めましょう。
- ◆ 「自分のまちを良くするしくみ」である共同募金等にできる範囲で協力し、自分のまちをみんなでつくっていきましょう。
- ◆ 高齢者や子ども、障がいのある人など、さまざまな人と交流してみましょう。
- ◆ あいさつ運動など、気軽にできるボランティアから取り組んでみましょう。
- ◆ 身近な見守り、支え合いなどのボランティア活動にも参加してみましょう。
- ◆ ボランティア養成講座等に参加し、知識等を習得しましょう。
- ◆ 年齢や立場の違いなどにかかわらず、お互いに見守る・支え合う意識を持ちましょう。
- ◆ 困っている人などがいたら、声をかける、見守る、誰かに伝えるなどしましょう。

基本目標2 「解決力」を高める体制づくり

地域住民自ら解決することが困難な生活上の課題について気軽に相談でき、民生委員・児童委員や専門職、関係機関の連携による的確な支援が受けられるよう、包括的な支援体制を充実し、社会的孤立を防止するなど、地域福祉を支える体制づくりを進めます。

基本施策

- (1) 情報提供の充実
- (3) 継続的な支援体制の構築
- (5) 関係機関等の連携促進

- (2) 包括的な相談体制の充実
- (4) 地域づくり活動の推進

成果指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
困りごとや不安などを誰にも相談していない人の割合 ※3	18.8%	10%未満
地域の困りごとなどは、住民同士で相談し、協力して解決する方がよいと考える人の割合 ※4	33.0%	40%以上

※3 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」により把握（「相談できる相手はいない」と「どこ（誰）に相談したらよいかわからない」の合計）

※4 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」により把握

主な施策と活動

新城市	新城市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">◆ 重層的支援体制整備事業の周知◆ 包括的相談支援事業◆ 多機関協働事業◆ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業◆ 参加支援事業◆ 地域づくり事業（子育て・介護予防・障がいのある人・生活困窮者・ひとり親家庭等への支援）	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域福祉に関する情報提供◆ 多機関協働事業◆ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業◆ 参加支援事業◆ 関係機関、専門職の連携強化

住民の皆さんに取り組んでほしいこと

- ◆ 市や社会福祉協議会のホームページやパンフレット等から地域福祉に関する情報について知りましょう。
- ◆ 地域福祉に関する情報について周囲の人と共有してみましょう。
- ◆ 身近な相談窓口を確認しましょう。
- ◆ 困ったことなどがあったら、身近な相談窓口に相談してみましょう。
- ◆ 周囲の人の異変や困りごとに気づく意識も持ちましょう。
- ◆ 困っている人などがいたら、身近な相談窓口に相談するなど、孤立化や孤独化を防止しましょう。
- ◆ 支援が必要な場合は、遠慮なく支援を求めるようにしましょう。
- ◆ 地域福祉の課題や活動等の話し合いの場等に参加し、自分がどのような役割を担えるのか考えてみましょう。
- ◆ 住民同士で地域福祉の問題点を話し合い、解決策につながるアイデアを出し合い、地域のつながりを深めましょう。

基本目標3 「尊厳」が守られる環境づくり

誰もが相互に尊重し合い、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉サービスを充実するとともに、防犯や防災・減災など、平時から緊急時に備えた取り組みを推進します。また、あらゆる虐待の防止や再犯の防止、成年後見制度の利用促進などの権利擁護支援に取り組むことにより、誰一人取り残されることのない地域づくりを進めます。

基本施策

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| (1) 福祉サービス等の充実 | (2) 災害時の支援体制の充実 |
| (3) 地域での生活支援の充実 | (4) 安全・安心な地域づくりの推進 |
| (5) 権利擁護支援の推進（「成年後見制度利用促進計画」含む） | （「再犯防止推進計画」含む） |

成果指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
子育ての支援を周囲に頼むことのできないまたは頼みにくいと感じる就学前児童保護者の割合 ※5	24.1%	20%未満
希望する人生最後の過ごし方等について家族等と話し合っている高齢者の割合 ※6	34.0% (令和4年)	40%以上
家族等以外から配慮等があり助かった経験のある障がいのある人の割合 ※7	19.6% (令和4年)	30%以上
災害時要援護者避難支援制度の認知度 ※8	8.0%	30%以上
「社会を明るくする運動」の認知度 ※8	5.0%	20%以上
成年後見制度の認知度※8	19.2%	30%以上

※5 「子ども・子育て支援ニーズ調査」により把握

※6 「高齢者生活ニーズ調査」により把握

※7 「障害者計画等策定に係るアンケート調査」により把握

※8 「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」により把握（「内容も含め知っている」割合）

主な施策と活動

新城市	新城市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">◆ 各種福祉サービス等の充実◆ ひきこもりやヤングケアラーへの支援◆ 福祉従事者に関する条例の推進◆ 災害時要援護者対策の推進◆ 福祉避難所の設置◆ バリアフリーの推進◆ 防犯対策の推進◆ 更生保護への理解の啓発◆ 更生保護に携わる関係団体との連携◆ 虐待等防止のための広報・啓発◆ 成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none">◆ 各種福祉サービス等の充実◆ 福祉従事者に関する条例の推進◆ 災害時におけるボランティア活動の促進◆ 終活支援（あんきにしんしろサポート事業）◆ 成年後見制度や権利擁護支援に関する広報・啓発活動◆ 成年後見制度や権利擁護支援に関する相談及び後見の受任等◆ 日常生活自立支援事業◆ 市民後見活動の促進

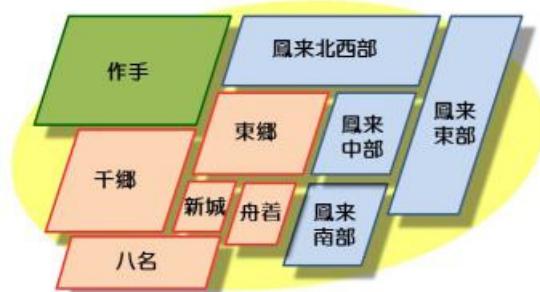
住民の皆さんに取り組んでほしいこと

- ◆ 福祉従事者への理解や敬意を深め、ともに福祉サービスを向上させましょう。
- ◆ 日頃から防災意識を高め、災害への備え（食料等の備蓄や家族との連絡方法の確認など）をしておきましょう。
- ◆ 地域の避難訓練への参加など災害時に備えるとともに、身近な要援護者を把握して必要な支援について考えてみましょう。
- ◆ 一人で避難できない場合は、誰かに相談しましょう。
- ◆ 災害ボランティアコーディネーター養成研修を受講してみましょう。
- ◆ 特殊詐欺にあわないよう、知らない番号の電話には出ない、その場ですぐに返事をしないで家族に相談するなど、自己防衛に心がけましょう。
- ◆ 犯罪や非行をした人の更生保護について理解を深めましょう。
- ◆ 高齢者や障がいのある人、子ども等の権利について知り、それぞれに応じた配慮や対応をしましょう。
- ◆ 成年後見制度や権利擁護支援について理解を深めましょう。
- ◆ 市民後見人養成講座に参加し、気をかけ合う権利擁護支援に取り組んでみましょう。

4 各地域自治区における地域福祉の推進

■ 各地域自治区との連携

●地域における福祉関係者や地域住民まで計画の普及、浸透を図るために各地域自治区と連携、協働していく必要があります。各地域自治区における福祉課題等の解決に向け、各地域自治区と連動した地域福祉活動の展開に努めます。



地域自治区名	行政区名
新城地域自治区	東新町、西新町、本町、入船、中町、栄町、橋向、的場、弁天
千郷地域自治区	片山、徳定、山、臼子、今出平、諏訪、杉山、石田、野田、中市場、大野田、稻木、豊島、川田、川田原、上市場東住宅、上市場西住宅
東郷地域自治区	平井、上平井、矢部、富沢、富永、大宮、牛倉、須長、浅谷、出沢、横川、大海、有海、八束穂、竹広、川路、緑が丘
舟着地域自治区	市川、塩沢、鳥原、吉川
八名地域自治区	小畠、中宇利、富岡東部、富岡中部、富岡西部、黒田、庭野、一鉢田、八名井、東清水野
鳳来中部地域自治区	長篠西、本郷、内金、富保、蔵平、小川、栗衣、大平、本久
鳳来南部地域自治区	下吉田、上吉田、竹ノ輪、黄柳野
鳳来東部地域自治区	浅畠、下平、東矢田、寺林、大峠、引地、橋平、湯谷、槇原、ドウデイ、柿平、大野、井代、能登瀬、名越、名号、睦平、細川、秋葉巣山、七郷一色、鳳来川合、池場
鳳来北西部地域自治区	玖老勢、副川、門谷、布里、只持、一色、塩瀬、島田、源氏、恩原、大輪、湯島、海老、四谷、連合
作手地域自治区	守義、菅沼、木和田、善夫、黒瀬、西田原、東田原、岩波、南中河内、北中河内、明和、長者平、鴨ヶ谷、市場、作手須山、北畠、野郷、作手川合、相寺、和田、見代、戸津呂、杉平、赤羽根、小林、東高松、大和田、田代

■ 各地域自治区における主な福祉課題

地域自治区名	主な福祉課題
新城地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者の把握 ● 高齢者の働く場所の創出 ● 高齢者が社会参加できる仕組み ● 元気な高齢者の力の発揮
千郷地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の通院、買い物難民 ● 高齢者の健康維持、認知症予防対策 ● 住民相互の交流不足（高齢者と子どもなど） ● 要援護者の避難方法の徹底
東郷地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が困らない環境づくり（買い物、ゴミ出し、通院など） ● 地域ぐるみで高齢者の見守り、子育て ● 世代間交流の機会や場所の創出 ● 防災情報の共有（高齢者世帯、障がい者世帯等の把握） ● 地域リーダー、地域コーディネーターの育成
舟着地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境の変化や人とのつながりに対応 ● 高齢者や体の不自由な人、要介助高齢者世帯等の把握 ● 環境保全や文化伝承等の活動をしているボランティア団体の支援 ● 元気高齢者の熟成や運動不足の解消 ● 健康の保持と世代間を超えたふれあいの場づくり
八名地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がいのある人のニーズ、参加できる活動、利用できるサービス等の把握 ● 健康相談の場 ● 地域の人々の知識や技術の発揮の場 ● 世代間交流による地域活性化
鳳来中部地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者の状況把握 ● ひとり暮らし高齢者の増加及び高齢者の交流場所の確保 ● 介護者の負担軽減 ● 若者の地域活動離れ、担い手不足
鳳来南部地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域力・防災力＝コミュニティ強化 ● 高齢者の孤立防止や見守り体制の確立 ● ひとり暮らし世帯や高齢者世帯など情報弱者対策 ● 買い物や通院など交通弱者支援
鳳来東部地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動の担い手不足 ● 買い物など地域サービスの撤退 ● 高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者の増加
鳳来北西部地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者に対する緊急時の連絡体制 ● からだを動かす機会の減少による健康への懸念 ● 自家用車に頼らない通院や買い物
作手地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと高齢者の交流機会の必要性 ● 作手地域に対する「ふるさと」意識の醸成 ● ひとり暮らし高齢者の見守り ● 高齢者の生きがいづくり

発行年月 令和7年3月

発行・編集 新城市 健康福祉部 福祉課
〒441-1392 新城市字東入船115番地
TEL 0536-23-7624
FAX 0536-23-7699

社会福祉法人 新城市社会福祉協議会
〒441-1363 新城市字東沖野20番地12
TEL 0536-23-5618
FAX 0536-23-5046